参 考 資 料

市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート結果(未掲載分) 主な関連事業

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

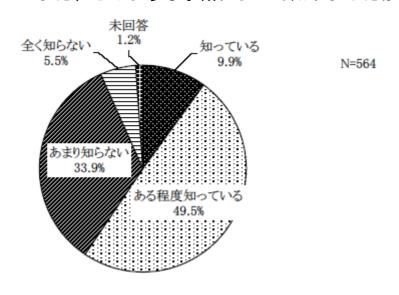
市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート結果

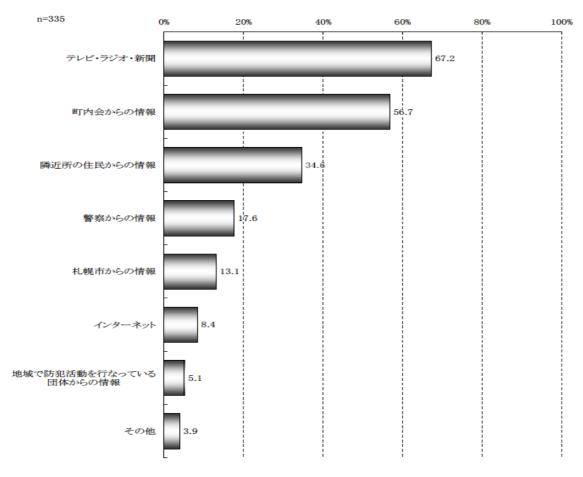
1 市民アンケート

犯罪情報の認知状況

お住まいの地域や自分の身近なところで、どのような犯罪が起きている か知っていますか。

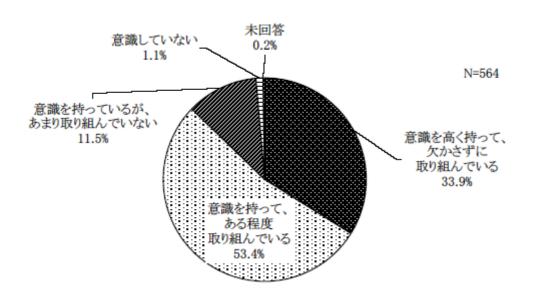
また、どのような手段によって知りましたか。





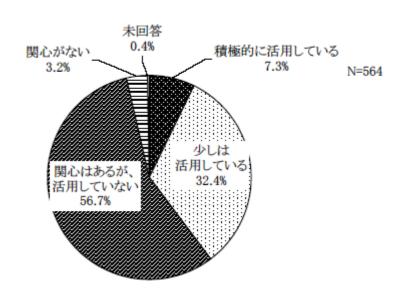
市民の防犯意識及び取組状況

在宅時でも自宅の施錠をしたり、車内に貴重品を放置しないなど、日常生活のなにげない行動が犯罪の被害を未然に防ぐ方法として有効とされていますが、こうした簡単にできる防犯対策を、日ごろ、どの程度意識して取り組んでいますか。



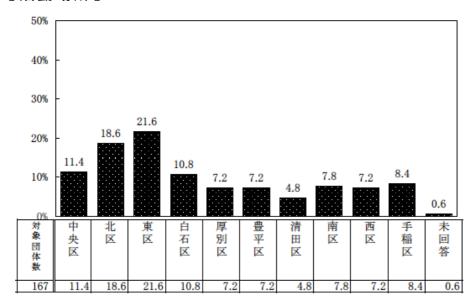
防犯グッズの活用

個人で携帯したり、車や自宅の防犯性能を高める効果のある防犯グッズは、犯罪被害に遭うリスクを軽減させますが、こうした防犯グッズをどの程度活用していますか。

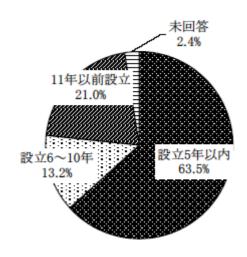


2 地域防犯活動団体アンケート 基本情報

【活動場所】

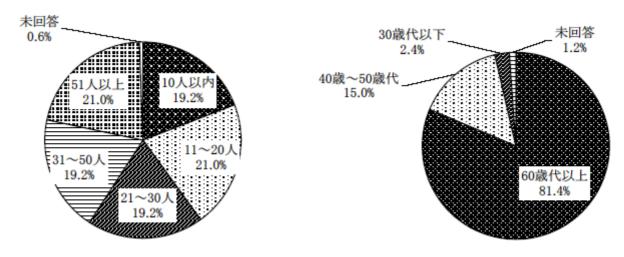


【活動年数】

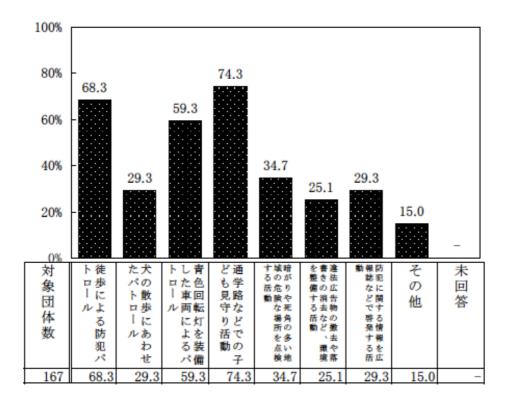


【活動人数】

【主要世代】

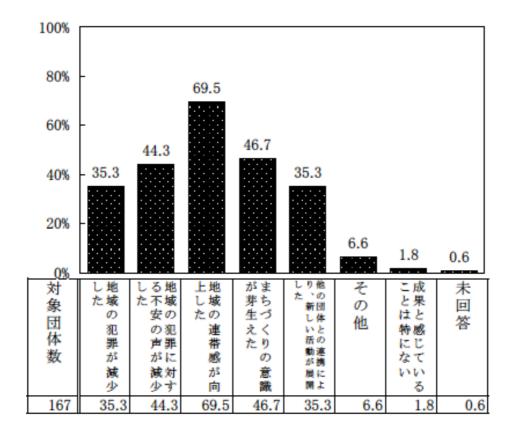


活動内容皆さんの団体ではどのような地域防犯活動を行っていますか。



活動成果

皆さんの団体で行っている地域防犯活動について、どのような成果があったと感じていますか。

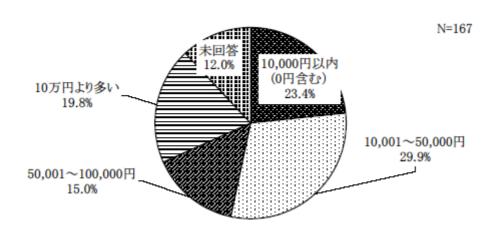


活動経費

皆さんの団体の地域防犯活動には年間でどれくらいの経費がかかっていますか。

また、経費をどのようにまかない、その中で最も多い拠出先は何ですか。

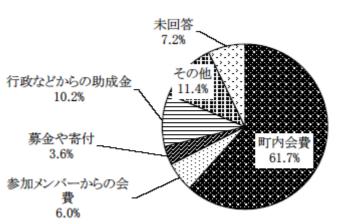
【金額】



【拠出先】

100% 80% 65.3 60% 40% 19.2 16.2 20% 11.49.6 0% 会バ参 費 | 加 象 ற 回 内 金 の政 会費 かメらン や寄 助成と 答 朝 他 体 数 の 金か 9.6 167 11.4

【主要拠出先】



活動における諸問題

地域防犯活動を行うにあたって、必要となる犯罪の発生状況や活動の 手法などの情報量について、現状をどのように感じていますか。

皆さんの団体のメンバー間で会議や意見交換などを行う際の会場の 確保について困っていることはありますか。

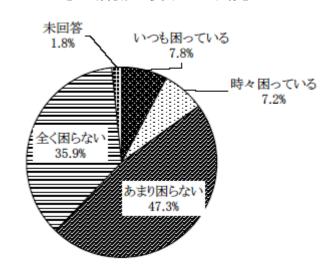
皆さんの団体で行っている地域防犯活動を効果的に継続するにあたって、現在の人数で足りていますか。

他の地域防犯活動団体や行政などとの連携をどの程度行っていますか。

【 活動に要する情報】

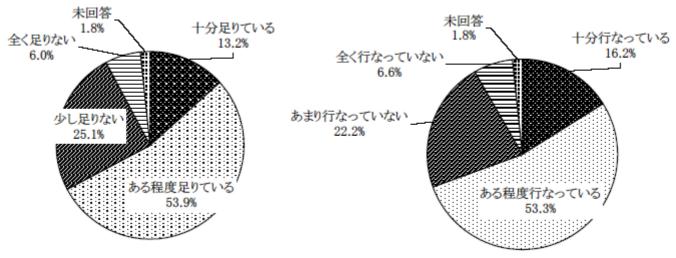
N=167 未回答 3.0% 全〈足りない 3.6% 少し足りない 14.4% ある程度足りている 70.7%

【 活動に要する会場】



【 活動に要する人数】

【 他団体及び行政との連携】



主な関連事業

ここでは、第4章基本方針及び基本施策(15ページ~26ページ)と関連性のある主な事業を掲載しております。

基本方針 1「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」 実施予定

		天旭 元
	事業名	関係局
基本施策	市民への意識啓発	市民まちづくり局
	交通安全と合同の安全安心パネル展の開催	区
	「安全・安心なまちづくりの日」に併せたパネル展の開催	
	その他各種街頭啓発活動の実施	
	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する機運づくり	市民まちづくり局
策 1	安全安心なまちづくりシンポジウムの開催	区
•	北海道と連携した地域安全集会の開催	
防犯意識を高める広報啓発	安全安心フェアの開催	
意識	地域安全ネットワーク会議フォーラムの開催	
を宣	犯罪のない安全で安心なまちづくりの理解増進	市民まちづくり局
め	出前講座の実施	
る広	「犯罪被害に遭わないために~札幌市の地域防犯の取り組み」	
報路	防犯学習機会の創設	市民まちづくり局
発	防犯セミナーの開催	
	自主的な防犯学習の推進	市民まちづくり局
	防犯教育DVDの貸出	消防局
	放火防止自主点検「放火防止対策戦略プラン」	
	多様な情報発信	市民まちづくり局
	広報さっぽろによる情報発信	区
基	ホームページによる情報発信「札幌市-地域防犯の推進ページ)	
本施	http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/	
基本施策2	市広報番組による情報発信	
2	コミュニティFMによる情報発信	
	庁内放送による情報発信	
	安心安全だより・ネットワーク通信等の発行	

	緊急情報の発信	市民まちづくり局
基本施策2	不審者・凶悪事件発生時における関係部局及び学校等への連絡	子ども未来局
	緊急通報システムの整備	区
		教育委員会
策 2	最新情報の発信	市民まちづくり局
	ホームページや出前講座等での「ほくとくん防犯メール」の周知	X
防犯	庁内放送による情報発信【再掲】	
力を高	行政サービスを悪用した犯罪等への注意喚起	市民まちづくり局
高	税務職員をかたる不審な電話及び訪問に対する注意喚起	財政局
める	水道局職員を装った悪質訪問販売等に対する注意喚起	水道局
める情報	防犯に役立つ資材の配布	市民まちづくり局
の	パンフレット「みんなで進める犯罪のない安全で安心なまちづくり」	消防局
の発信	チラシ「オレオレ詐欺にご用心!!」	
	リーフレット「こんなこと身に覚えはありませんか?」	
	放火予報カレンダー「ほうネット」	
	幼児及び児童の防犯力育成	市民まちづくり局
	幼稚園・小学校への防犯教室の斡旋	
	防犯教材の貸出	
	地域安全マップづくり	区
基本	地域安全マップづくりの推進	
基本施策3	子ども 110 番SOSの家スタンプラリーの実施	
束 3	児童への防犯ブザー支給	教育委員会
子	新入学児童への防犯ブザーの支給	
子ども等の防犯力	生徒及び学生の防犯力育成	市民まちづくり局
等	フィルタリング教室の斡旋	
防り	自転車防犯診断の実施	
犯力力	保護者等の防犯指導力育成	市民まちづくり局
000	防犯研修会の実施	教育委員会
の育成	長期休業中における幼児児童生徒の指導通知	
	高齢者及び女性の防犯力育成	市民まちづくり局
	防犯セミナーの開催【再掲】	保健福祉局
	振り込め詐欺防止安全教室の開催	区
	老人クラブ連合会への情報提供	

基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」

実施予定

	取組名	関係局		
基本	活動への手引き	市民まちづくり局		
	地域防犯ガイドブックの作成			
	活動の顕彰	市民まちづくり局		
	犯罪のない安全で安心なまちづくり活動に対する表彰			
基本施策	活動への財政支援	市民まちづくり局		
束 1	札幌地区防犯協会連合会への補助金交付	X		
+#1	市民まちづくり活動促進基金による助成金交付			
地域	元気なまちづくり支援事業による活動助成			
にお	活動への物品等支援	区		
け	元気なまちづくり支援事業による活動物品の支給			
防	パトロール車両用ステッカー等の配布			
る防犯活動	パトロール用ベストの貸与			
動の	活動実践者の育成	市民まちづくり局		
促進	地域防犯リーダー研修の実施			
	事業者の社会貢献活動の促進	市民まちづくり局		
	さっぽろまちづくり研究会での情報提供			
	振り込め詐欺防止安全教室の開催 (移動通信サービス業者)【再掲】			
	北海道との連携	市民まちづくり局		
	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議への参加			
基 本	安全・安心どさんこ運動の普及			
基本施策	北海道と連携した地域安全集会の開催【再掲】			
2	北海道警察との連携	市民まちづくり局		
協働	北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催			
に	各機関及び団体との連携	市民まちづくり局		
よる	クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトの開催	消防局		
連進	北海道万引防止ウィーブネットワークへの参加			
よる連携体制	ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会の開催			
の	放火火災防止対策推進会議の開催			
充実	協議会等の設置	市民まちづくり局		
	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会	区		
	防犯活動団体ネットワーク会議・情報交換会			

	公用車パトロールの実施	市民まちづくり局
其	公用車による青色回転灯防犯パトロールの実施	子ども未来局
	公用車へのパトロール用ステッカーの貼付	区
	見守り活動の推進	市民まちづくり局
本	高齢消費者被害防止ネットワーク事業	子ども未来局
基本施策3	悪質商法追放モデル地区事業	区
3	札幌市児童虐待予防地域協力員に対する研修会の開催	
地	民生委員・児童委員に対する研修会の開催	
地域と	合同集団下校子ども見守り訓練の実施	
—	春の児童見守り運動の推進	
で	子ども事件の調査分析	子ども未来局
子ど	子どもに係る事件調査	
体で子ども等を見守る	子どもの健全育成	子ども未来局
を	青少年を見守る店事業	
兌	北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査	
る	札幌市青少年育成委員会への交付金交付	
	中学校区青少年健全育成推進会への補助金交付	
	高齢者の孤立防止	保健福祉局
	生きがい活動支援	
	市民理解の促進	市民まちづくり局
	ホームページ作成による情報提供	
基	セミナー・パネル展の開催	
本施策	総合的対応窓口の設置	市民まちづくり局
策	関係機関・団体との連携	
4	市民からの相談受付	
犯	生活の安定及び権利利益の保護及び回復の支援	市民まちづくり局
被被	保健医療・福祉等の行政サービスの提供	
害者		
犯罪被害者等へ	二次的被害の防止	市民まちづくり局
o o	市職員に向けた研修の実施	
の支援	庁内関係部会議の実施	
3.2	DV被害者等への支援	市民まちづくり局
	住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限	選挙管理委員会

基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」

実施予定

	取組名	関係局
	良好な公共空間の維持	市民まちづくり局
基	北1条オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦の実施	環境局
	「札幌市たばこの吸殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の運用	建設局
	不法投棄ボランティア監視員制度の運用	
基本施策	「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」の運用	
策 1	「屋外広告法」に基づく簡易除却の実施	
	公園の安全対策	環境局
犯罪	「公園緑地工事設計要領」に基づく整備	
の防	「市街地に設置する公園における植栽設計基準」に基づく整備	
	「身近な公園における樹木の取扱指針」に基づく整備	
止に配慮	管理受託者による公園巡視	
慮し	駐輪場の安全対策	建設局
	ネットフェンス設置等による見通しの確保	
共	一部駐輪場への管理人又は防犯カメラの配置	
た公共施設	一部駐輪場への場内整理員の配置	
	路上の安全対策	建設局
の整備等	「街路灯の整備に関する基本方針」に基づく整備	
	地下鉄駅等の安全対策	交通局
	地下鉄駅構内及び車内巡回警備の実施	
	防犯ブザーの貸出	
基本	住宅の安全対策	市民まちづくり局
本施策2	防犯セミナーの開催【再掲】	経済局
2	コミュニティ型建設業創出事業	
市民	美化活動の支援	環境局
自ら	美化推進活動支援	区
が行	違法広告物撤去委託	
ラ環	フラワーロード事業	
市民自らが行う環境整備の促進	サイクリングロードモザイクアート事業	
何に	公園花いっぱい運動	
進	アダプトプログラムの推進	

	路上の安全対策	建設局
基本施策 2	私設街路灯設置等に対する補助金の交付	
	整備への物品等支援	交通局
	暴力追放運動看板設置場所の貸出	消防局
	炎感知器の貸与	
	防犯カメラの適正な設置運用の促進	市民まちづくり局
	「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及	
基本施策	通学路の安全対策	市民まちづくり局
	スクールゾーン実行委員会の設置	教育委員会
策	スクールガードリーダーの配置	区
3	登校安全視察	
子レジ	安全な学校施設等の整備	教育委員会
子ども等	小中学校等へのカメラ付きインターフォン及び遠隔操作錠の設置	
等 の	一部学校への自動録画機能付き防犯カメラの設置	
安全	学校施設の新増改築時などにおける防犯上の配慮	
まに	学校への侵入者対策	教育委員会
の安全に配慮	不審者侵入時の対応マニュアルの整備	
しし	地下鉄駅等の安全対策	交通局
た環境整備	子ども 110 番の駅の設置	
境整	女性と子どもの安心車両の導入	
備	痴漢防止啓発ポスターの掲出	
	薄野地区の安全対策	市民まちづくり局
基本	薄野本通におけるプランターの設置	
基本施策	薄野本通における啓発バナーの掲出	
策 	西創成地区における青色防犯灯の設置	
宏々	各機関及び団体との連携 	市民まちづくり局
楽	クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトの開催【再掲】	消防局
街等	クリーン薄野推進会議との連携【再掲】	
をかけ	ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会の開催【再掲】	
歓楽街等を対象とし	迷惑行為の防止	市民まちづくり局
	「ススキノ条例」の普及	
た理	暴力団等の排除	市民まちづくり局
境	札幌地区暴力追放センター協議会への補助金交付	都市局
た環境改善	市営住宅への暴力団員の入居制限	交通局
	暴力追放運動看板設置場所の貸出【再掲】	

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成18年条例第41号)第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等(犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。)に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪 を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機 会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び 市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければ ならない。

市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。

市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。

市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。

市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。

市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う 暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に 努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努 めるものとする。 (事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本 的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ 計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものと する。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓 発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議 会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

- 第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な 事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審 議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

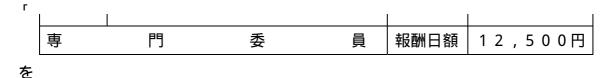
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中



 犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員

 専
 門
 委
 員
 報酬日額
 1 2 ,5 0 0 円

に改める。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例(平成21年条例第17号)第13条第8項の規定に基づき、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し学識経験を有する者 犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し知識及び経験を有する者 事業者

公募した市民

その他市長が適当と認める者

2 前項第4号に掲げる者の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他 委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを 定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき は、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会 長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

- 第4条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうち から、市長が委嘱する。
- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて 意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第7条 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する 委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規 定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読 み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会 長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

まざき たかま 【副会長】 小篠 隆生 北海道大学大学院 准教授

」 小泉 詔信 札幌市商店街振興組合連合会 副理事長

すぎあか なぁと 杉岡 直人 北星学園大学 教授

ぜんようじ けいこ **善養寺 圭子 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 副理事**長

たかすぎ みねよ 高杉 峯代 札幌消費者協会 理事

たぶち りえ 田渕 里衣 公募

なかむら ょしこ 中村 佳子 公募

まつい あつとし 松井 敦利 公募

まつざか きゃこ 松坂 君子 山口団地連合自治会 顧問

まりた けいぞう 森田 圭三 札幌市PTA協議会 副会長

まりの す み こ 森野 寿美子 札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事

(会長及び副会長以外は五十音順・敬称略)

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

平成22年3月発行

市政等資料番号	01-A01-09-1494
関係部局保存期間	5 年

編集・発行 札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL (011)211-2252